

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年12月10日(2009.12.10)

【公表番号】特表2009-518058(P2009-518058A)

【公表日】平成21年5月7日(2009.5.7)

【年通号数】公開・登録公報2009-018

【出願番号】特願2008-541179(P2008-541179)

【国際特許分類】

A 6 3 F	13/12	(2006.01)
G 0 6 F	13/00	(2006.01)
G 0 6 Q	50/00	(2006.01)
G 0 6 Q	30/00	(2006.01)
G 0 6 Q	10/00	(2006.01)

【F I】

A 6 3 F	13/12	Z
G 0 6 F	13/00	6 5 0 R
G 0 6 F	17/60	1 2 4
G 0 6 F	17/60	3 2 6
G 0 6 F	17/60	5 0 6
A 6 3 F	13/12	C

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月22日(2009.10.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ゲームープロフィール情報を提供する方法であって、

複数のゲームーのゲームープロフィール情報を中央データベースに格納することと、

ユーザが、要求された情報の識別に使用される特定のゲームーに関連付けられた名前を含むネットワークアドレスを提供することによって、前記特定のゲームーを識別する格納された前記ゲームープロフィール情報から公開用に選択された情報を要求したときに、該選択された情報を提供することと、

ゲーム評価を確立するためにゲームプレイ中に蓄積されたゲームーの成績情報と、前記特定のゲームーのゲーム評価に関する他のユーザからのフィードバックとを用いて、格納された各ゲームープロフィール情報を更新することと

を含むことを特徴する方法。

【請求項2】

前記ネットワークアドレスは、URLであり、該URLのうち前記特定のゲームーに関連付けられた前記名前を含んでいる部分を除いて、各ゲームーについて前記選択された情報を要求するためのURLと同一のURLであることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記選択された情報は、該情報が最初に収集されたオンラインゲームサービス以外のアプリケーションで前記ユーザがアクセスし使用することができるゲームカードにフォーマットされること特徴とする請求項1に記載の方法。

**【請求項 4】**

前記選択された情報は、前記ゲーマープロフィール情報のサブセットであることを特徴とする請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 5】**

前記ユーザの携帯装置で表示できるようにフォーマットされた前記選択された情報を、前記ユーザの携帯装置に提供すること

をさらに含むことを特徴とする請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 6】**

前記ネットワークアドレスは、携帯無線装置で動作する前記ユーザのウェブブラウザに提供されることを特徴とする請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 7】**

公開用に前記選択された情報は、前記ユーザに関連付けられたゲーマータグ、前記ユーザに関連付けられた画像、および複数の異なるゲームにおける前記ユーザのパフォーマンスを反映した統計情報を含むことを特徴とする請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 8】**

ゲーマープロフィール情報を提供する方法を実行するための命令を記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体であって、前記方法は、

複数のゲーマーのゲーマープロフィール情報を中央データベースに格納することと、

ユーザが、要求された情報の識別に使用される特定のゲーマーに関連付けられた名前を含むネットワークアドレスを提供することによって、前記特定のゲーマーを識別する格納された前記ゲーマープロフィール情報から公開用に選択された情報を要求したときに、該選択された情報を提供することと、

ゲーム評価を確立するためにゲームプレイ中に蓄積されたゲーマーの成績情報と、前記特定のゲーマーのゲーム評価に関する他のユーザからのフィードバックとを用いて、格納された各ゲーマープロフィール情報を更新することと

を含むことを特徴とするコンピュータ読み取り可能な記録媒体。

**【請求項 9】**

前記ネットワークアドレスは、URLであり、該URLのうち前記特定のゲーマーに関連付けられた前記名前を含んでいる部分を除いて、各ゲーマーについて前記選択された情報を要求するためのURLと同一のURLであることを特徴とする請求項 8 に記載のコンピュータ読み取り可能な記録媒体。

**【請求項 10】**

前記選択された情報は、該情報が最初に収集されたオンラインゲームサービス以外のアプリケーションで前記ユーザがアクセスし使用することができるゲーマーカードにフォーマットされることを特徴とする請求項 8 に記載のコンピュータ読み取り可能な記録媒体。

**【請求項 11】**

前記ユーザの携帯装置で表示できるようにフォーマットされた前記選択された情報を、前記ユーザの携帯装置に提供すること

をさらに含むことを特徴とする請求項 8 に記載のコンピュータ読み取り可能な記録媒体。

。

**【請求項 12】**

ゲーマープロフィール情報を提供するためのシステムであって、

複数のゲーマーのゲーマープロフィール情報を中央データベースに格納する手段と、

ユーザが、要求された情報の識別に使用される特定のゲーマーに関連付けられた名前を含むネットワークアドレスを提供することによって、前記特定のゲーマーを識別する格納された前記ゲーマープロフィール情報から公開用に選択された情報を要求したときに、該選択された情報を提供する手段と、

ゲーム評価を確立するためにゲームプレイ中に蓄積されたゲーマーの成績情報と、前記特定のゲーマーのゲーム評価に関する他のユーザからのフィードバックとを用いて、格納された各ゲーマープロフィール情報を更新する手段と

を備えたことを特徴とするシステム。

【請求項 1 3】

前記ネットワークアドレスは、URLであり、該URLのうち前記特定のゲーマーと関連する名前を含んでいる部分を除いて、各ゲーマーについて前記選択された情報を要求するためのURLと同一のURLであることを特徴とする請求項12に記載のシステム。

【請求項 1 4】

前記選択された情報は、該情報が最初に収集されたオンラインゲームサービス以外のアプリケーションで前記ユーザがアクセスし使用することができるゲーマーカードにフォーマットされること特徴とする請求項12に記載のシステム。

【請求項 1 5】

前記選択された情報は、前記ゲーマープロフィール情報のサブセットであることを特徴とする請求項12に記載のシステム。